

局長	室長	技監	主幹	室員	担当

電話口頭記録	
日時	平成21年12月3日(木) 9時
相手先	東部農林事務所 [redacted]
要件	熱海市伊豆山の [redacted] による捨土について
内容	<p>熱海市伊豆山地内の捨土について、[redacted] に対し、熱海市が指導を行ったので結果を報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日時: 平成21年12月2日 [redacted] 本社</li> <li>2 相手先: [redacted]、[redacted]</li> <li>3 内容: 詳細別紙のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱海市が [redacted] ほかにも指導を行い、その結果12月7日の週に防災措置を施工する旨の回答があった。</li> <li>・ 防災措置の内容は、最下流部にセメント安定処理により土えん堤を設置。盛りこぼした土砂については流出防止のため整形する。</li> </ul> </li> <li>4 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12月1日、県、熱海市が対応についての打合わせを行い、熱海市が伐採届及び土採取条例についての指導を行うこととなった(別紙1)ため、12月2日に市が指導を行った。</li> <li>・ [redacted]</li> <li>・ 隣接地で [redacted] が林地開発許可を受け実施している宅地造成について、[redacted] が引き継ぐ意向を示しており、東部農林に地位承継手続きの相談があった。(別紙2)</li> </ul> </li> </ol>

(別紙1)

所長	部長	技監	課長	課員
[Redacted]				

平成 21 年 12 月 2 日

東部農林事務所長 様

[Redacted] 赤井谷の開発について  
標記打合せ出席したので下記のとおり復命します。

日 時 平成 21 年 12 月 1 日 (火) 13:30~15:30

場 所 熱海市中央町 熱海市役所 4F 会議室

参加者 熱海市まちづくり課 [Redacted] ほか

熱海土木 [Redacted] ほか 8 人

東部農林 治山課 [Redacted]

内 容

1 経緯 (市対心) 別紙のとおり

(結果)

- ・ 11月17日に熱海市で [Redacted] に出向き、土採取条例、違法行為、森林法の伐採届けの書類不備当を文書で、指導し、11月30日までに回答の確約を得た。
- ・ その後11月27日に [Redacted] が別件で逮捕され、会社 [Redacted] として機能していない状態にある。
- ・ 上記回答もなし。範囲開発範囲 1.2ha という測量図を1枚提出されただけであった。

(今後の対応)

- ・ 防災施設設置が最優先であるため、熱海市が土採取条例の違反と、伐採届で当初から計画のあった、防災施設を設置するよう指導する。
- ・ 相手は、会社として存在するので定款を確認して、権利のあるものを指導するのが望ましいが、退職したが残務整理でのごっている [Redacted] と土地を借りて実施に行為をしている [Redacted] の [Redacted] に直接指導する。  
(明日にも会って指導を開始する)
- ・ 口頭で指導したら、同じ内容を文書でも指導する。
- ・ 防災工事 (沈砂池、土堰堤等) ができなければ工事をとめる。(これ以上土を入れさせない)
- ・ 当初の計画が H21.2-H22.2 までだったので H22.2 月を復旧の目標とする。
- ・ 最悪のことを考えて、行政代執行、市がやる場合の調査 (見積もり) を用意したほうがいいのではないかという意見が出た。

→次頁へ

(森林法について)

・1.2ha の測量図画が出されたが、図上求積であり、信憑性にもかけ正式の文書でないため最初は伐採届の指導と、土採取条例の指導で熱海市が動く。(防災施設設置等)

12/3 熱海市 [REDACTED] よりお問い合わせ。

8:40AM

12/2 に [REDACTED] に行ってきた。穴打ち [REDACTED]

12/7 から約1週間で防災工事と法面整形に切りかかるとのこと。

[REDACTED]

[REDACTED] はまじめに対応する模様。

平成21年11月4日 熱土、東農、市で合同会議後の対応

平成21年11月5日 熱海警察署生活安全課 [ ] に電話相談 許認可を得て埋土を行っている以上は、監督官庁が事情聴取して事件性があれば警察とことになるとのことであった。

同日 [ ] に電話連絡 [ ] 同席で来庁指示 (11日～13日に来庁予定)

同日 庁内対応会議 (部長以下関係課) 早急に土砂搬入を停止させることで一致手法等は熱土等と協議することとなった。(条例第6条による措置命令発令)

平成21年11月6日 東部健康福祉センター [ ] 他2名来庁 産業廃棄物投棄 (汚泥) の可能性等を説明したが、特定するのが難しいとのことであった。その後現地調査で [ ] と面会し、搬入土の出所等を明確にできるよう行政指導を行った。また、土採取の期間及び工法変更の届出が未提出であることを説明した。 [ ] は、書類は [ ] が対応する契約?となっているため、 [ ] と連絡を取り合い対応するとのことであった。昨日 [ ] に連絡した旨伝えた。(来週後半来庁を指示した。)

同日 [ ] から電話連絡 [ ] から連絡があったので書類提出したいかと相談を受ける。 [ ] の考えを考慮した工法等で変更するのでよく協議をして提出するよう指示した。来週来庁するとのことであった。

同日 熱土 [ ]、 [ ] と協議 現在の市の方針 (条例第6条の措置命令) を伝えた。しかし、搬入土停止させることが目的ではなく、土砂流出防止の防災措置が最大の目的であるため再度検討するとして協議を終了した。

同日 [ ]、 [ ] に電話連絡 [ ] に [ ] の考えている工法を反映した書類及び期間切れであることを再度説明し早急に作成するよう強く指示した。

平成21年11月9日 熱土 [ ] から電話連絡 いきなりの法的措置はいかかなものかと参考意見を聞く。なお、土採取の正式な相談窓口は、県庁土地対策室である。(熱土用地管理課も相談には乗ると言っていたそうである。)

平成21年11月10日 建設課 [ ] まちづくり課 [ ]  
産業振興課 [ ] 対応協議

期間切れをどうするのか

- ① 無許可状態であり直ちに工事の停止の措置命令を発令する。
- ② 黙認 (口頭による指導はしていた。) していたことも踏まえ現場と書類の整合性を指示して変更届出書の提出を求める。

①②で議論した結果②行政指導文書を発送する。期日内に提出されなかった場合は、土砂の搬入停止及び防災措置の要求の措置命令することで一致した。

平成21年11月11日 逢初川の濁り確認 (通勤中)

同日 県庁土地対策室 [ ]、市まちづくり課 [ ]  
 [ ] が合同で調査 ( [ ] 関連現場調査) 七尾一日金町一多賀 (土砂流出を確認伊豆山J A付近)

平成21年11月12日 [ ] に行政指導を行うこと及び現在の状況を報告した。

平成21年11月13日 [ ] から電話 赤井谷の何が問題だと発言があったので、土砂流出(逢初川、伊豆山港)が問題だと回答した。[ ] から本日電話があり16日9:00頃に来庁すると聞いているが本当か?忙しいから当日朝電話するとのことであった。

同日 [ ] 来庁 東農 [ ]、建設課 [ ]、産業振興課 [ ]、まちづくり課 [ ] と協議 土砂流出(泥流)防止の措置を指導した。現在別会社から堰堤築造の見積を依頼しており、早々に工事に取りかかる予定であると回答を得た。天候不順もあり土砂の搬入は暫く行わないとのことであった。本日は、行政指導文書を渡す予定であったが、[ ] 関係者不在のため来週渡す予定である。土採取及び伐採届出の変更届出を改めて指示した。16日10:00に [ ] 打合せを行うのでその結果を報告してもらうことにした。また、[ ] に [ ] に来庁要請もお願いした。(社長に行政指導文書を直接渡したいと伝えた。)

平成21年11月14日 伊豆山港濁り確認(土曜日だが通りかかったので確認した。)

平成21年11月16日 [ ] から電話 本日 [ ] 同席で来庁を予定していたが都合が悪くなったので行けないと連絡があった。

平成21年11月17日 [ ] 訪問(建設課 [ ]、まちづくり課 [ ] 先方 [ ])

行政では、現在無許可及び防災工事が不十分で埋土を行っていることを問題視している。書類(変更手続き)は [ ] が主で作成、現場管理の [ ] の構想を図面化して今月末までに提出することを約束した。

改良材で土を補強して土堰堤( [ ] の構想)の築造と沈砂池の早急な施工を指示した。現場が乾き次第の施工を約束した。

同日 伊豆山港濁り確認(ビーチラインから)

平成21年11月18日 [ ]、[ ] より電話 書類作成について相談に乗るから近日中に来庁を指示した。現場が乾いたら沈砂池の築造を始めたいと連絡があった。

平成21年11月27日 [ ] 逮捕(組織犯罪処罰法違反)

電話(口頭)記録用紙

受信日時	平成21年12月2日(水) 11:50		
受信者	■■■■	発信者	治山課林地保全係 ■■■■
表題	熱海市伊豆山における林地開発について (■■■■)		
供覧	所長	次長	総務課長
	技監	課長	課僚
要件	<p>■■■■ : 現在工期切れの状態となっている■■■■の開発案件について、変更届(工期延長)か中止届を提出するようにとの話であったが、今後の方針を社長と打合せできない状況なので、しばらく待っていただきたい。</p> <p>東部農林 : 事情は聞いている。</p> <p>■■■■ : 開発許可地を買いたいという話があるが、可能か。</p> <p>東部農林 : 地位の承継は可能である。所定の手続き(届出、登記関係書類の添付等)をすれば、そのまま地位は引き継がれる。</p> <p>■■■■ : 了解した。■■■■がこのような状況なのですぐにはではないが、そのようなことになるかもしれない。</p> <p>東部農林 : 現在社長代理等は社内にはいないのか。</p> <p>■■■■ : 社内にはいないが、■■■■の社長が■■■■の社長代行をしてくれるという話がある。</p> <p>東部農林 : 今後も■■■■を窓口としてよいか。</p> <p>■■■■ : 11月末で退社しているが、しばらくはお手伝いのような形でかかわっているので、自分に連絡してもらってかまわない。</p>		
処理方針等	森林計画室、熱海市に情報提供する。		